

南佐久環境衛生組合下水道事業経営戦略

* 総務省経営戦略ひな形様式に基づいて作成したものです。

団 体 名 : 南佐久環境衛生組合

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度(16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用(法適予定:平成32年4月)
処理区域内人口密度	24人/ha(13,765人/584ha:平成27年度末)	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	1処理区(南佐久処理区) (平成23~28年度に農業集落排水施設3処理区、コミュニティ・プラント1処理区を統廃合)		
処 理 場 数	1箇所(南佐久浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	MICS事業で周辺の農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの汚泥を本処理場にて共同汚泥処理している状況にある。また、処理区の最適化として、平成23~28年度に農業集落排水施設3処理区、コミュニティ・プラント1処理区を対象とし、統廃合を実施した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用形態を勘案し、経営の安定性を考慮した基本料金制と従量制を併せた体系とした。 汚水処理原価(維持管理費+資本費)が高額な為、最低限維持管理費用の回収を前提に算定						
業務用使用料体系の 概要・考え方	処理区域内には事業所等の設置割合が少ないことから、料金体系は一本化している為、業務用やその他の体系は設定していない。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	_____						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,221	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,560	円
	平成26年度	4,341	円		平成26年度	4,660	円
	平成27年度	4,341	円		平成27年度	4,700	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5名
事業運営組織	公共下水道事務所 総務係:3名 料金(負担金)徴収、予算、決算、事業計画(変更等) 管理係:1名 処理場処理施設の維持管理(新設、更新、修繕) 建設係:1名 管渠、ポンプ場の維持管理(新設、更新、修繕)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、施設機械警備業務、消防施設保守点検業務、電気設備管理業務、水質検査業務、脱水ケーキ収集運搬業務、汚泥成分検査業務、沈砂処理業務を民間業者に委託している。今後は包括的民間委託等を検討する予定である。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについては未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	費用対効果などを踏まえ、必要であれば今後検討する予定である。今回は未検討である。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う収益が確保できるか不明であることから、今回は未検討である。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付する。
 経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、組合の経年比較や他の類似団体との比較、分析を行い、経営の状況及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能であり、今後も活用する予定である。

2. 経営の基本方針

(1) 快適な生活環境の実現

南佐久環境衛生組合では、平成6年度から下水道事業に着手しており、平成12年4月には一部供用開始した。平成22年度までに下水道計画区域内の管渠整備をほぼ完了し、平成23年度以降は周辺の汚水処理施設(農業集落排水施設、コミュニティ・プラント)を統廃合し、汚水処理施設の広域化を行い汚水処理全体でのコスト削減に努めている。今後は、長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想に基づき、農業集落排水施設2施設を統廃合し、今後10年以内には下水道施設整備を完了する。

また、水環境の保全に向け、下水道への接続を促進するため戸別訪問活動等を強化する。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、施設の適正な維持・更新を行っていく。

東日本大震災や阪神・淡路大震災のような大規模震災時においても下水道の果たすべき役割を継続するため、耐震化に向けた施設の診断を行い、必要な箇所は耐震化を進める。

(3) 安定した経営基盤の確立

平成27年度の下水道法の改正により策定が義務付けられた事業管理計画を策定し、PDCAサイクルによる継続的な改良・向上を実施する。

また、処理施設の統廃合など、汚水処理全体での施設管理運営の視点に立ち、周辺の汚水処理施設の統廃合を継続していく。

(4) 住民参画の推進

下水道事業の概要や経営状況について住民への見える化を図るために、ホームページ等による広報活動を継続していく。

また、小学校等の施設見学を継続し環境教育の強化を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

管渠等施設状況の現状把握と分析を通して課題を整理し、将来必要な事業である「改築更新事業」、「耐震対策事業」、「新規整備事業」等、各種施策について優先順位を設定する。その上で事業費を試算し、各年次の投資試算を行う。

(1) 投資の考え方

1) 改築更新事業(長寿命化対策)

南佐久浄化センターの改築更新費用及び平成29年度以降30年で策定予定のストックマネジメント計画策定費用を見込む。(H29～H38で260百万円)

2) 耐震対策事業

投資額の抑制、事業の効率化の観点から、南佐久浄化センターの改築更新と合わせて事業を実施する。なお、事業費は改築更新費用に含まれる。

3) 新規整備事業(汚水整備)

平成29年度に農業集落排水施設(花岡・崎田地区)の統合のための管渠整備費を、平成31年度に農業集落排水施設(上地区)の統合のための管渠整備費を見込む。(H29～H38で120百万円)

② 収支計画のうち財源についての説明

下水道経営の現状と課題を踏まえ、計画期間内に必要な財源について試算を行う。試算にあたっては、各財源の水準、構成について検討を行い、適切な額を計上する。財源試算における主な財源の考え方及び目標は以下のとおりとする。

(1) 財源の考え方

1) 地方債

過度な借入にならないよう、世代間負担の公平性を意識し借入額を決定する。利率は、今後も低金利が続くものと考え1.5%で見込む。また、資本費の支出の大きな割合を占める地方債の影響で収支ギャップが発生した場合は、使用料の改定検討には時間を要するため、資本費平準化債を活用しギャップの解消を図る。

2) 国庫補助金

補助対象事業に対し今後も同程度の支援が継続されると想定し、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、将来の建設改良費に対する交付額を計上する。

補助対象事業費に対し、補助率50%(処理場55%)で試算する。

なお、国庫補助金の交付に必要な図書は、平成28年度に作成済みである。

3) 一般会計繰入金

繰出基準に基づく額の繰入ができるよう、組合組織市町担当部局と調整を図り決定する。試算上は予算ベースのH29年度の予定で据え置きとする。

4) 下水道使用料

使用料の試算は、現状を踏まえ人口動向(予測は人口問題研究所の推計に基づく)に基づき算出する。単価の見直しには組織市町との調整など時間を要するため、今回の試算では現単価で据え置きとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

包括的民間委託の導入などは今後検討を予定しているが、今回の計画では現在の委託を維持するものとし、その費用は処理水量の増減で推移するものとする。

2) 職員給与費に関する事項

現状以上の職員削減は困難な状況であるため、職員推移は据え置き年齢などの増加を反映し算定する。

3) 動力費・薬品費に関する事項

過去5年間の処理水量あたりの費用の平均単価に、今後の処理水量を乗じて算定する。

4) 修繕費に関する事項

平成29年度の予算ベースの費用を据え置きする。

5) 委託費に関する事項

過去5年間の処理水量あたりの費用の平均単価に、今後の処理水量を乗じて算定する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後も予定している農業集落排水施設2施設の統廃合を、平成30年度と平成32年度に実施する予定である。これにより、使用料の増加が見込める。
投資の平準化に関する事項	処理場の改築更新費用は緊急度を重視した場合、年度で偏りがあるため、今後10年間で可能な限り平準化させ投資計画に反映する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今回は未検討である。
その他の取組	今回は未検討である。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今回の検討では、使用料の見直しは反映していないが、平成32年度の企業公営企業法適用と合わせて見直しを検討する予定である。
資産活用による収入増加の取組について	今回の検討では、資産活用による収入増加の取組は反映していないが、今後、有収水量の減少化と合わせて下水処理施設の有効活用等を踏まえ、周辺市町村のし尿等の受入処理施設の設置に向けた検討の必要性が考えられる。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業を活用し交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間中は、現状の民間委託を維持する考え方としたが、今後、包括的民間委託等の導入検討を行う予定である。
職員給与費に関する事項	計画期間中は、現状の職員数を維持しているが、事業の重要性や業務内容の変化等必要に応じて増減を検討する予定である。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について今後検討を行う予定である。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施等により経費節減に努めているが、包括的民間委託等によりさらなる削減が可能か今後検討する予定である。
修繕費に関する事項	今回は、現在策定している修繕計画に基づいた費用を計上しているが、今後策定を行うストックマネジメント計画に基づき、修繕工事を実施し財源確保の方策についても別途検討する予定である。
委託費に関する事項	統合可能な委託業務について検討し、経費の削減、効率化を平成32年度の地方公営企業法適用と合わせて検討する予定である。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保に繋がる経費について費用対効果を検証し取り組んでいく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	(1) 評価の方法 総務省の公表している決算状況や経営指標を活用し、また、財務諸表の分析を充実することで、経営状態の評価を実施していく。合わせて、下水道事業及び経営の考え方で設定した目標値の達成状況の確認も行っていく。 (2) 評価の時期 平成29年度から38年度の投資・財政計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行ったうえで決算状況を公表する。見直しにあたっては、経営計画の達成状況を評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させるため、計画策定(Plan)－実施(Do)－進捗・評価(Check)－見直し・改善(Action)を3年サイクルで行う。
---------------------	--